1、令和6年度公益社団法人千葉県柔道整復師会事業報告書

定款第3条及び第4条の規定に基づき次の事業を行った。

1、柔道整復術の医学的研究及び普及啓発活動事業

伝統医療としての柔道整復術の学術的・実証的積み重ねを広く公開することで、柔道整復師の技能向上のみならず柔道整復師の施術を受ける一般県民の健康保持に寄与するとともに、科学、医学の進歩に伴った最新の知識・技術の研讃や調査研究を推進し、これらの成果の普及を図って、柔道整復学及び柔道整復術の発展に努める。

- (2) 関東学術大会へ協力し、柔道整復術の学術的・実証的積み重ねを広く公開した。 第45回関東学術大会栃木大会 令和 7年 3月 9日(日) 千葉県研究発表者 房総支部 波々壁宏明会員 「成長期の分裂膝蓋骨についての調査と考察」
- (4) 広報誌及びホームページを通じて、柔道整復術の普及啓発に努めた。 千葉県柔道整復師会ホームページを随時更新し情報公開に努めた。 公益情報誌「ニワトコ」を発刊しホームページにて公開した。
- 2、柔道整復師の資質向上及び指導、養成に関する事業
 - (1) 会員の生涯学習と合わせ、公益事業として県民公開講演会を開催した。

令和6年11月10日(日)

「認知症における各段階の治療並びに対応」

講師 かない内科院長 金井 哲也 先生 会場 千葉市生涯学習センター

- (2) 生涯学習及びボランティア活動の実施を推進した。 (公社) 日本柔道整復師会 生涯学習及びボランティア活動単位報告
- (3)(公財)柔道整復研修試験財団に協力した。

3、保険制度達成への協力に関する事業

適切な接骨院・整骨院での受療を通じて県民の健康福祉の向上に努めるため、受領委任協 定に基づく制度への協力及び指導を行うとともに、会員及び保険者双方の窓口としての機 能を果たす。

- (1) 受領委任制度を維持運営した。
- (2) 各種審査会に審査員を派遣した。

国民健康保険柔道整復施術療養費審査会

全国健康保険協会千葉支部柔道整復施術療養費審査会

千葉労災保険施術費審査会

県外国保·共済等施術療養費自主審査会

(3) 支部保険担当者との意見交換会をオンライン開催した。

令和 6年 7月 6日(土)

- (5) 県民相談窓口を運営した。 保険相談日の開催(毎月)

4、県民の医療、保健、福祉及び健康保持に関する事業

各種スポーツや柔道を通じて、県民の健康保持、体位の向上及び強い身体作りに寄与する とともに、青少年に目標に向かって一生懸命取り組む事の大切さや礼儀・規律を学ばせる ことにより、次世代を担う青少年の心身の健全な育成を図る。

(1) 青少年の心身の健全育成をめざし少年柔道大会を開催した。

第33回日整全国少年柔道大会千葉県大会 第14回日整全国少年柔道形競技会千葉県競技会

令和 6年 7月15日(月)

令和 6年 7月15日(月)

千葉県総合スポーツセンター

(2) 日整全国少年柔道大会へ選手、役員の派遣

第33回日整全国少年柔道大会第14回日整全国少年柔道形競技会

令和 6年11月17日(日)

令和 6年11月17日(日)

講道館(東京都文京区)

5、高齢者の福祉に関する事業

介護予防事業の指導者である「介護予防・機能訓練指導員」として、高齢者の福祉の増進を目的として、高齢者対策事業の実施主体である市町村を支援する。

- (1) 介護予防事業等への支援を行った。
- (2) 介護予防・機能訓練指導員の指導育成を行った。

6、柔道整復術を生かした災害時等における救護活動に関する事業

千葉県及び市町村との「災害時における応急救護活動についての協定」等に基づき、災害等の発生時には被災者の応急救護活動を行い、平時には千葉県の九都県市防災訓練(年1回)や市町村の災害対策訓練等に参加する。また、救護活動において必要となる衛生材料の備蓄を行うとともに、事前の教育訓練を行う。

- (1) 災害時における応急救護活動体制を整える。

- (4) 成田空港航空機事故消火救難総合訓練に要員を派遣した。 令和 6年10月17日(木)
- 7、会員の福祉増進並びに相互扶助に関する事業
 - (1) 千葉県柔道整復師会互助会を運営した。
 - (2) 日整・関東ブロック会事業に協力し各県相互の連絡協調を図った。

関東ブロック会理事会・総会令和 6年 6月 8日 (土) 東京都内日整通常総会令和 6年 6月23日 (日) 日整会館関東・東京ブロック連絡会議令和 6年11月 2日 (土) 日整会館

- (3) 関東ブロック会グループ保険、日整柔道整復師賠償責任保険、所得補償保険、団体 定期保険等を拡充推進した。
- (4) 千葉県柔道整復師協同組合に協力した。
- (5)機関紙「友愛ちば」第14号を発刊した。
- 8、本会の所有する会館に関する事業

千葉県柔道整復師会会館使用規定に基づき使用料収入を図った。

9、その他本会の目的を達成するために必要な事業

所有する不動産にて駐車場経営を行った。